（医療観察法医療体制整備推進室、心の健康支援室及び依存症対策推進室並びに地域移行推進官）

第六十五条　精神・障害保健課に、医療観察法医療体制整備推進室、心の健康支援室及び依存症対策推進室並びに地域移行推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2～5　（略）

6　依存症対策推進室は、依存症の予防及び治療並びに依存症の患者等への支援に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　依存症対策推進室に、室長を置く。

8　（略）

（保険データ企画室）

第六十九条の三　医療介護連携政策課に、保険データ企画室を置く。

2　保険データ企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条第二項及び第三項の規定により提供される情報の管理に関すること。

二　医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）及び審査支払機関の情報処理の高度化の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、医療保険者が保有する診療並びに健康診査及び保健指導に係るデータ等の活用に関する総合的な企画及び立案に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

3　保険データ企画室に、室長を置く。

（医療観察法医療体制整備推進室及び心の健康支援室並びに地域移行推進官）

第六十五条　精神・障害保健課に、医療観察法医療体制整備推進室及び心の健康支援室並びに地域移行推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2～5　（略）

（新設）

（新設）

6　（略）

（データヘルス・医療費適正化対策推進室）

第六十九条の三　医療介護連携政策課に、データヘルス・医療費適正化対策推進室を置く。

2　データヘルス・医療費適正化対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第八条第一項に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画の策定に関すること。

二　高齢者医療確保法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

三　高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診査等基本指針の策定に関すること。

四　高齢者医療確保法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画その他の特定健康診査及び特定保健指導に関する企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

3　データヘルス・医療費適正化対策推進室に、室長を置く。

（システム室、調査室、監査室及び会計室）

第七十三条の二　事業企画課に、システム室、調査室、監査室及び会計室を置く。

2・3　（略）

4　調査室は、政府管掌年金事業等の統計及び政府管掌年金事業等の運営のための統計数理的調査に関する事務をつかさどる。

5　調査室に、室長を置く。

6～12　（略）

第七十三条の三　削除

（調査官、訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官及び海外協力企画官）

第七十三条の四　本省に、調査官二人、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力検定官六人、主任職業能力検定官一人及び海外協力企画官一人を置く。

2　調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち人材開発政策及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する

（システム室、監査室及び会計室）

第七十三条の二　事業企画課に、システム室、監査室及び会計室を置く。

2・3　（略）

（新設）

（新設）

4～10　（略）

（調査室）

第七十三条の三　事業管理課に、調査室を置く。

2　調査室は、政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の統計並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の統計（健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務に係るものに限る。）並びにこれらの事業の運営のための統計数理的調査に関する事務をつかさどる。

3　調査室に、室長を置く。

（訓練企画官、職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官及び海外協力企画官）

第七十三条の四　本省に、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力形成システム企画官一人、職業能力検定官七人、主任職業能力検定官一人及び海外協力企画官一人を置く。

（新設）